

## 別表(第四条関係)

## 一 一般使用者(一時間当たりの使用料)

室名	四月一日～十月三十一日		十一月一日～三月三十一日	
	九時～十七時	十七時～二二時	九時～十七時	十七時～二二時
農村生活改善室	一〇〇	一五〇	一五〇	二〇〇
サークル室	一〇〇	一五〇	一五〇	二〇〇
視聴覚農事研修室	一五〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇
多目的ホール	一、二〇〇	一、五〇〇	一、二〇〇	一、五〇〇
調理配膳室	一五〇	二〇〇	二〇〇	二五〇

## 二 営利を目的としないその他の催し物で入場料を徴収しない場合(一時間当たりの使用料)

室名	四月一日～十月三十一日		十一月一日～三月三十一日	
	九時～十七時	十七時～二二時	九時～十七時	十七時～二二時
農村生活改善室	二〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇〇
サークル室	二〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇〇
視聴覚農事研修室	三〇〇	四〇〇	四〇〇	六〇〇
多目的ホール	二、四〇〇	三、〇〇〇	二、四〇〇	三、〇〇〇
調理配膳室	三〇〇	四〇〇	四〇〇	五〇〇

## 三 営利を目的としないその他の催し物で入場料を徴収する場合(一時間当たりの使用料)

室名	四月一日～十月三十一日		十一月一日～三月三十一日	
	九時～十七時	十七時～二二時	九時～十七時	十七時～二二時
農村生活改善室	一、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇
サークル室	一、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇
視聴覚農事研修室	一、五〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇
多目的ホール	一二、〇〇〇	一五、〇〇〇	一二、〇〇〇	一五、〇〇〇
調理配膳室	一、五〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、五〇〇

## 備考

- 一 ただし、町外使用者の場合は右記金額に二・〇を乗じた額とする。
- 二 興行、又は営利を目的とした催し物は使用できないこととする。
- 四 冠婚葬祭、式典等一回につき

全室	
町内	一〇、〇〇〇円
町外	二〇、〇〇〇円